【損害額↓民四一七、七二二、特許一〇二、不正競争五、著作一一四【口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果↓二四七【相当な額の認定↓二四七【口頭弁論終結後の損害額の変動↓一一七

（直接主義）

第二四九条① 判決は、その基本となる口頭弁論に関与した裁判官がする。

② 裁判官が代わった場合には、当事者は、従前の口頭弁論の結果を陳述しなければならない。

③ 単独の裁判官が代わった場合又は合議体の裁判官の過半数が代わった場合において、その前に尋問をした証人について、当事者が更に尋問の申出をしたときは、裁判所は、その尋問をしなければならない。

参❶【裁判官の職務犯罪と再審事由↓三三八①㊃【口頭弁論を経ないでする判決↓八七③但 ❷【結果陳述の例↓一七三、二九六② ❸【単独の裁判官↓裁二六①、二七①、三一の四①、三五【合議体の裁判官↓裁九、一八、二六②、二七②、三一の四②【証人尋問の申出↓民訴規一〇六【弁論の併合の場合↓一五二② †【裁判官の更迭と速記原本の反訳の必要↓民訴規七四①㊂

（判決の発効）

第二五〇条 判決は、言渡しによってその効力を生ずる。

参†【言渡しの方式↓民訴規一五五【言渡期日↓二五一【決定命令の発効↓一一九

（言渡期日）

第二五一条① 判決の言渡しは、口頭弁論の終結の日から二月以内にしなければならない。ただし、事件が複雑であるときその他特別の事情があるときは、この限りでない。

② 判決の言渡しは、当事者が在廷しない場合においても、することができる。

参❶【口頭弁論の終結の日↓二四三①、二五二①㊃【口頭弁論の再開↓一五三【期間の計算↓九五【法定期間の伸縮↓九六①【言渡期日の指定↓九三【審理計画↓一四七の三 ❷【言渡期日の通知↓民訴規一五六【少額訴訟における本項の特則↓三七四①【変更判決の言渡期日↓二五六③ †【訴訟手続中断と判決の言渡し↓一三二①

（電子判決書）

第二五二条① 裁判所は、判決の言渡しをするときは、最高裁判所規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記録した電磁的記録（以下「電子判決書」という。）を作成しなければならない。

一 主文
二 事実
三 理由
四 口頭弁論の終結の日
五 当事者及び法定代理人
六 裁判所

② 前項の規定による事実の記録においては、請求を明らかにし、かつ、主文が正当であることを示すのに必要な主張を摘示しなければならない。

（令和四法四八本条全部改正）

参❶【損害賠償命令の記載事項↓犯罪被害保護三七【当事者の電磁的記録の利用↓民訴規三の二 ㊀【主文↓一一四①【主文に掲げる裁判↓二五九④、三〇三②、六七 ㊂【理由の朗読・告知↓民訴規一五五② ㊃【口頭弁論終結↓二四三、二五一①、一一五①㊂、民執三五② ㊄【法定代理人↓二八、三二、三五、三七【仲裁判断書↓仲裁三九【人事訴訟における附帯処分↓人訴三二 ❷【事実の記載↓一三四②㊂、一六一② †【簡裁判決書の特則↓二八〇【判決の種類の表示↓民訴規二一六、二二九、二三一【上訴審判決書における判決の引用↓民訴規一八四、二一九、二三一②

（言渡しの方式）

第二五三条① 判決の言渡しは、前条第一項の規定により作成された電子判決書に基づいてする。

② 裁判所は、前項の規定により判決の言渡しをした場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、言渡しに係る電子判決書をファイルに記録しなければならない。

（令和四法四八本条全部改正）

参†【言渡しの方式↓民訴規一五五①②【裁判所書記官への交付↓民訴規一五八【言渡しの調書記載↓民訴規六七①㊃【本条の特則↓二五四、三七四②

（言渡しの方式の特則）

第二五四条① 次に掲げる場合において、原告の請求を認容するときは、判決の言渡しは、前条の規定にかかわらず、電子判決書に基づかないですることができる。

一 被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合
二 被告が公示送達による呼出しを受けたにもかかわらず口頭弁論の期日に出頭しない場合（被告の提出した準備書面が口頭弁論において陳述されたものとみなされた場合を除く。）

② 裁判所は、前項の規定により判決の言渡しをしたときは、電子判決書の作成に代えて、裁判所書記官に、当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨を、判決の言渡しをした口頭弁論期日の電子調書に記録させなければならない。

（令和四法四八本条改正）

参❶【言渡しの方式↓民訴規一五五③【不熱心訴訟における弁論の終結↓二四四 ㊀【請求の認諾↓二六六、二六七【自白の擬制↓一五九 ㊁【公示送達による呼出し↓九四、一一〇—一一二【準備書面の陳述擬制↓一五九、二七七 ❷【電子調書↓一六〇①【調書判決↓二五二、民訴規六七①㊆

（電子判決書等の送達）

第二五五条① 電子判決書（第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項、第二百八十五条、第三百五十五条第二項、第三百五十七条、第三百七十八条第一項及び第三百八十一条の七第一項において同じ。）又は前条第二項の規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書（第百六十条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項、第二百六十一条第五項、第二百八十五条、第三百五十七条及び第三百七十八条第一項において同じ。）は、当事者に送達しなければならない。

② 前項に規定する送達は、次に掲げる方法のいずれかによってする。

一 電子判決書又は電子調書に記録されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が当該電子判決書又は当該電子調書に記録されている事項と同一であることを証明したものの送達
二 第百九条の二の規定による送達

（令和四法四八本条全部改正）

参❶【送達管掌者としての裁判所書記官↓九八②【送達↓九八—一一二【送達の時期↓民訴規一五九① ❷【正本による送達↓民訴規一五九②【更正決定の送達↓民訴規一六〇【判決の送達と上訴期間の起算↓二八五、三一三【判決の送達と異議申立期間の起算↓三五七、三七八①【強制執行の要件としての判決の送達↓民執二九

（変更の判決）

第二五六条① 裁判所は、判決に法令の違反があることを発見したときは、その言渡し後一週間以内に限り、変更の判決をすることができる。ただし、判決が確定したとき、又は判決を変更するため事件につき更に弁論をする必要があるときは、この限りでない。

② 変更の判決は、口頭弁論を経ないでする。

③ 電子呼出状（第九十四条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）により前項の判決の言渡期日の呼出しを行う場合においては、次の各号に掲げる送達の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時に、その送達があったものとみなす。

一 第百九条の規定による送達 同条の規定により作成した書面を送達すべき場所に宛てて発した時
二 第百九条の二の規定による送達 同条第一項本文の通知が発せられた時

（令和四法四八本項全部改正）

参❶【判決言渡しの日↓二五一、民訴規一五六【判決の確定↓一一六 ❷【必要的口頭弁論の原則↓八七 ❸【呼出しの原則的方式↓九四、民訴規一五六【電子呼出状↓九四①㊀【公示送達による呼出し↓一一〇—一一二【送達すべき場所↓一〇三【郵便等に付する送達における同様の効果↓一〇七③

（判決の更正決定）

第二五七条① 判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

② 前項の更正決定に対しては、即時抗[illegible]できる。ただし、判決に対[illegible]は、この限りでない。

③ 第一項の申立て[illegible]ては、即時抗告[illegible]対し適法な[illegible]

（令和四法四[illegible]

参❶【費用[illegible]訴規一[illegible]決↓一[illegible]

第二五[illegible]

（裁[illegible]

した[illegible]お[illegible]訴[illegible]

② [illegible]は、[illegible]つい[illegible]第六[illegible]の原則[illegible]

③ 前項の[illegible]る。

④ 第二項の[illegible]判決に対し適[illegible]う。この場合にお[illegible]用について、その負担[illegible]

参❶【一部判決↓二四三②③ [illegible]【訴訟費用の負担の裁判↓六七① [illegible]【上級裁判所における総費用の裁判↓六七② [illegible]異議の場合の総費用の裁判↓三六三②

（仮執行の宣言）

第二五九条① 財産権上の請求に関する判決については、裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てて、又は立てないで仮執行をすることができることを宣言することができる。

② 手形又は小切手による金銭の支払の請求及びこれに附帯する法定利率による損害賠償の請求に関する判決については、裁判所は、職権で、担保を立てないで仮執行をすることができることを宣言しなければならない。ただし、裁判所が相当と認めるときは、仮執行を[illegible]係らしめることができる。

[illegible]り又は職権で、担保を立てて[illegible]ることを宣言することがで[illegible]

[illegible]に掲げなければならな[illegible]いても、同様とする。[illegible]裁判をしなかったと[illegible]べき場合においてこ[illegible]申立てにより又は[illegible]の申立てについて[illegible]る。

[illegible]七十七条〈担保物に[illegible]の取消し〉及び第八[illegible]から第三項までの[illegible]

[illegible]担保↓七六、七七【本項の[illegible]民執三七【上訴審判決前の[illegible]三三【認可判決への仮執行[illegible]執行宣言の主観的範囲↓一一[illegible]督促↓民執二二㊂㊃、四〇三①[illegible]よる金銭の支払請求↓五㊂、三五[illegible]五〇参【附帯請求↓九② ❸【仮執行[illegible]停止↓民執三九①㊄、四〇① ❹【主文[illegible]訴規一五五① ❺【仮執行宣言の補充決定↓[illegible]定の方式↓民訴規一六〇

（仮執行の宣言の失効及び原状回復等）

第二六〇条① 仮執行の宣言は、その宣言又は本案判決を変更する判決の言渡しにより、変更の限度においてその効力を失う。

② 本案判決を変更する場合には、裁判所は、被告の申立てにより、その判決において、仮執行の宣言に基づ

ポケ六の参照条文は……
試験にも実務にも有益です

参照条文が詳しい
的確！

最新の改正に対応した
的確な参照条文！

★「参照条文」とは…
関連する条文や
類似の規定を
コンパクトに
まとめたもの。
詳しい！
便利！
と評判です。

参照条文を使いこなせると試験中も素早く，関連条文が調べられる!?

参照条文の
読み方は
４頁をみてね